

## 第15回国際水素・燃料電池展 出展者募集要項

本県の主要な産業であるものづくり基盤技術関連企業の水素関連分野等への進出を支援する取組みとして、関連企業が多く集まる展示商談会である「第15回国際水素・燃料電池展（以下「展示会」という。）」に公益財団法人かがわ産業支援財団及び香川県（以下「財団等」という。）が香川県ブースを出展します。

### 1. 展示会について

【第15回 国際水素・燃料電池展】 <http://www.fcexpo.jp/>

- (1) 主催 リード エグジビション ジャパン株式会社
- (2) 会期 平成31年2月27日（水）～3月1日（金）（3日間）
- (3) 時間 午前10時～午後6時まで（1日（金）のみ午後5時まで）
- (4) 会場 東京ビッグサイト（東京都江東区有明）
- (5) 来場者 約6万4千人（平成29年度実績64,399人：同時開催展を含む主催者発表）
- (6) 特色・特徴
  - ・ 水素・燃料電池の研究開発、製造に必要なあらゆる技術、部品・材料、装置、および燃料電池システムが一堂に出展する国際商談展
  - ・ 水素・燃料電池に関わる研究、開発、設計、製造などの専門家が多数来場し、出展企業との商談を実施
  - ・ 県ブースを設置して共同出展することにより、来場者の注目度を高めることができる。
  - ・ 出展効果が高いため、県・財団等多数の支援機関が出展
  - ・ 単独出展と比べ、出展費用の抑制ができる。
  - ・ 同時開催：スマートエネルギーWeek2019として国際太陽電池展、太陽光発電システム施工展、国際二次電池展、国際スマートグリッドEXPO、WIND EXPO、国際バイオマス発電展、次世代火力発電EXPO

### 2. 香川県ブースについて

- (1) 香川県ブース出展小間数 2小間（1小間：6.0m×2.7m）
- (2) 1者当たりの展示スペース

1者当たり1展示スペースの出展とします。

展示スペースは、出展者数や打ち合わせスペース、バックヤード等を考慮し、香川県ブース2小間内で割り当てを決定します。スペース割によっては、他の出展者と展示スペースの面積等が若干異なる可能性があります。

※4者が出展した場合、ブースの形状にもよりますが、1者当たりの展示スペースは1400mm×750mm程度となる見込みです。

### 3. 募集内容等について

- (1) 出展者数 4者程度
- (2) 出展対象者

以下の要件の全てを満たす者とします。

- ①県内に本社又は事業所を有する事業者であること

- ②水素関連分野等への進出意欲があり、展示会においてアピールできる新製品や新工法、新技術等を持った者
  - ③良い製品・サービスを提供するための仕組み、品質管理マネジメントへの取組みを積極的に行っている者
  - ④開催期間中、製品説明や商談の来客対応が可能な担当者を出展ブースに常駐できる者。
  - ⑤香川県税に滞納のない者
- (3) 出展物
- ①水素関連分野等に関連する製品や技術等であり県内で製造加工等されたもの。
  - ②主催者の定める対象製品であること。  
<http://www.fcexpo.jp/About/Outline/>
- (4) 出展者決定
- 申込内容について、審査委員会において書類審査の上、出展者を決定します。  
なお、審査の経過については通知しないものとし、出展の可否のみ通知します。
- 審査基準：①出展目的 ②製品・技術の新規性 ③企業の技術力 ④品質管理
- (5) 出展の辞退
- 原則として出展決定後の出展辞退は認めません。やむを得ず出展の辞退を認めた場合でかつ、次点の申込者がある場合は、繰上げて出展決定をしますが、審査基準を満たした申込者に限ります。
- (6) 出展者負担
- ・ 出展負担金 20,000 円
  - ・ 自社展示経費
  - ・ 特殊備品等のレンタル料
  - ・ 特殊電気工事費
  - ・ 製品・販促資材等の輸送費、旅費、宿泊費など下記の財団等負担以外の費用  
(財団等が負担する費用)
  - ・ 出展小間料 (香川県ブース 2 小間)
  - ・ 香川県ブース装飾費 (財団等指定の基本装飾)
  - ・ 香川県ブース電気・照明工事費 (財団等指定の基本工事)
  - ・ 電気使用料 (香川県ブースとして総量 8 kw までを財団等が負担。8kw を超える場合には出展者に電気使用料の負担を依頼する場合があります。)
  - ・ 展示会出展 PR 用パンフレット作成料

#### 4. 応募方法等について

- (1) 応募書類 (各 1 部)
- ・ 出展申込書 (別紙様式)
  - ・ 企業案内、製品カタログ等
  - ・ 直近の決算書の写し
  - ・ 県税の納税証明書 (入札参加資格審査等申請用)
- (2) 応募期間

平成 30 年 8 月 8 日 (水) ～ 9 月 21 日 (金) 17 : 00 必着

(3) 申込先

- 公益財団法人かがわ産業支援財団 技術振興部 産学官連携推進課 稲田  
〒761-0301 高松市林町 2217 番地 16 FROM 香川 1F  
TEL : 087-840-0338 FAX : 087-864-6303  
E-mail : scn@kagawa-isf.jp

(4) 問い合わせ先

- 香川県商工労働部 産業政策課 ものづくり振興グループ 小島・二川  
〒760-8570 高松市番町 4 丁目 1 番 10 号  
TEL : 087-832-3351 FAX : 087-806-0210  
E-mail : sangyo@pref.kagawa.lg.jp
- 公益財団法人かがわ産業支援財団 技術振興部 産学官連携推進課 稲田  
〒761-0301 高松市林町 2217 番地 16 FROM 香川 1F  
TEL : 087-840-0338 FAX : 087-864-6303  
E-mail : scn@kagawa-isf.jp
- 香川県産業技術センター 企画情報部門 濱田  
〒761-8031 高松市郷東町 587-1  
TEL : 087-881-3175 FAX : 087-881-0425  
E-mail : desk@itc.pref.kagawa.jp

## 5. その他留意事項

- (1) 出展者決定後、説明会を行います。(後日個別に連絡します。)
- (2) 提出書類等の返却・返品はいたしません。
- (3) 出展者は、展示スペースを転貸することはできません。
- (4) 出展者は、別添出展規程を遵守していただきます。
- (5) PR用パンフレット等の作成に当たっては、財団等の指示するスケジュールに沿った原稿の提出をしていただきます。
- (6) 天災等、不可抗力の事故により展示会会場が使用不可となった場合、又は展示会が中止となった場合、その損害については、財団等は、一切その責任を負いません。
- (7) 出展後、出展者は出展報告書を提出していただきます。

## 第15回国際水素・燃料電池展 香川県ブース出展規程

公益財団法人かがわ産業支援財団及び香川県（以下「財団等」という。）が出展する第15回国際水素・燃料電池展（以下「展示会」という。）の香川県ブースに県内企業が出展する場合は、この規程の定めによるものとする。

### 1 規程の履行

出展者は、本出展規程及び展示会出展規約等を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと財団等が判断した場合、財団等は、その時期を問わず出展の申込の拒否、出展の取り消し、展示物の撤去・変更等を命じることができます。なお、その際の判断根拠などは公表しません。また、この場合、出展者から事前に支払われた費用の返還、及び出展取り消し、展示物の撤去・変更等によって生じた出展者及び関係者の損害について、財団等は一切の責任を負いません。

### 2 出展資格

- (1) 出展者は、財団等が定める香川県ブース出展趣旨に合致する事業者とします。また、財団等は、出展の審査を行い、出展者を決定する権利を持ちます。
- (2) 展示会会場で現金の授受を伴う物品・サービスの提供（販売行為）を目的とした出展はお断りします。

### 3 出展申込

出展申込書を財団等が受領した時点を正式な申込とします。申込書及び添付書類等は返却しませんので、提出書類はコピーを取り、お手元に保存してください。

### 4 出展辞退・取り消し

- (1) 原則として出展決定後の出展辞退は認めません。
- (2) やむを得ず出展の辞退を認めた場合で、かつ、次点の申込者がある場合は、繰上げて出展決定をしますが、審査基準を満たした申込者に限ります。
- (3) 出展決定した後でも、出展者が本出展規程等に違反したと財団等が判断した場合、財団等は出展を取り消すことができます。これによって生じた損害について財団等は、一切の責任を負いません。
- (4) 出展負担金は、財団等が指定した振込先に指定期日までにご入金下さい。
- (5) 入金された出展負担金は、当該事業を実施しない場合を除き返還しません。

### 5 展示スペース

- (1) 展示スペースは、1出展者、1展示スペースとします。
- (2) 展示スペースは、財団等が定める小間の配置、形状に基づき、所定の手続きに従い、財団等にて決定します。出展者はその結果に従うものとします。
- (3) 出展者は、いかなる理由があっても出展者の展示スペースの全部又は一部を、他者に転貸することはできません。
- (4) 出展申込の取り消しなどがあった場合、財団等は小間配置の全体のレイアウトを変更することがあります。その場合の異議申し立て、賠償責任を財団等に問うことはできません。
- (5) 展示スペース内の作業は、財団等の定めるスケジュール等に従ってください。

### 6 書類等の提出

出展者は、財団等から提出を求められた全ての書類等を指定期日までに提出しなければなりません。

### 7 展示装飾

全体の構成及び基本装飾は、全体の統一・調和を図るため、財団等が行います。出展者はその結果に従うものとします。

## 8 留意事項

### (1) 出展に関して

- ① 申込書に記載された事業者が出展してください。
- ② 出展者は、展示物の説明、引き合い、商談などに対応するため、香川県ブースの出展者の展示スペースに最低1名待機してください。
- ③ 出展者は、展示会終了後に展示物を適正に処理するものとします。
- ④ 出展者は、派遣する者の氏名を所定の期日までにお知らせください。
- ⑤ 18歳未満の派遣及び入場はお断りします。

### (2) 展示物

- ① 申込書に記載された展示物が展示対象です。変更がある場合は速やかに財団等に連絡しなければなりません。
- ② 展示物及び貴重品の管理は、出展者の責任で行ってください。
- ③ 出展者は、展示会会期中はもとより、搬入・搬出時も展示物等の管理に立ち会ってください。

### (3) 香川県ブース外での宣伝、営業行為などを行うことはできません。

### (4) 出展者は、強い光、熱、臭気、又は大音響を放つ実演など他者の迷惑となる行為、また、近隣の展示を妨害する行為を禁止します。その判断は、財団等が判断し、その中止・変更を命じることができます。出展者はそれに従うものとします。

### (5) 出展者は、展示会場に適用される全ての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。

### (6) 出展者は、展示会会期中及び会期後に来場者・他の出展者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害又はそれらに類する行為など）があったと財団等が判断した場合、財団等は出展中止又は次回以降の出展申込拒否を行う権利を持ちます。この場合、財団等は一切の責任を負いません。

### (7) 展示会会期中及び会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容等に関して財団等はその一切の責任を負いません。

## 9 損害責任

### (1) 財団等は、いかなる理由においても、出展者及びその従業員・関係者等が展示スペースを使用することによって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また、出展者及びその従業員・関係者等の不注意などによって会場内で生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。

### (2) 出展者はその従業員・関係者等の不注意などによって生じた会場内及びその周辺の建築物・設備に対する全ての損害について、ただちに賠償するものとします。

### (3) 財団等は、天災、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者及び関係者の損害について、その一切の責任を負いません。

### (4) 財団等は、自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者及び関係者の損害について、その一切の責任を負いません。

## 10 出展申込書に記載の個人情報の取扱

出展申込書に記載の個人情報は、展示会出展の運営及び各種案内に利用させていただきます。

## 11 規格外事項

### (1) 本規程に定めのない事項が発生した場合、財団等はその対策を決定できるものとします。

### (2) (1) の場合、財団等は出展者に通知するものとし、出展者は財団等の決定した対策に従うものとします。

### (3) 上記規格外事項について発生した出展者及び関係者の損害について、財団等はその一切の責任を負いません。